

弘前市運動公園野球場広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弘前市運動公園野球場（以下「野球場」という。）に掲載する広告の取扱いについて、弘前市有料広告取扱要綱に定めるものほか、必要な事項を定める。

(広告の規格等)

第2条 広告の規格等は、次に定めるところによるものとする。

（1）広告を掲載する場所（以下「区画」という。）の位置は、野球場の外野ラバーフェンス、内野ラバーフェンス、ダッグアウト上部及びダッグアウト前防球フェンスとする。

（2）区画の形は、野球場の外野ラバーフェンスにあっては、縦0.9メートル、横1.0メートルの長方形とし、内野ラバーフェンスにあっては、縦0.9メートル、横7.0メートルの長方形とし、ダッグアウト上部にあっては、縦0.4メートル、横4.0メートルの長方形とし、ダッグアウト前防球フェンスにあっては、縦0.3メートル、横3.0メートルとする。

（3）区画の数は、野球場の外野ラバーフェンスにあっては14区画とし、内野ラバーフェンスにあっては3区画とし、ダッグアウト上部にあっては3区画、ダッグアウト前防球フェンスにあっては6区画とする。

（4）掲載場所区分として、野球場の外野ラバーフェンスを第1ブロックとし、内野ラバーフェンスを第2ブロックとし、ダッグアウト上部を第3ブロックとし、ダッグアウト前防球フェンスを第4ブロックとする。

（5）広告の仕様は、次のとおりとする。

ア 外野ラバーフェンス、内野ラバーフェンス、及びダッグアウト上部については、再剥離タイプのシールに表示したものをラバーフェンスに張り付けること。

イ ダッグアウト前防球フェンスについては、ターポリン素材等に表示したものを容易に取り外すことができないように固定すること。

ウ 直射日光や風雨によって急激に色あせ等が生じないよう加工を施すこと。

エ 発光、蛍光又は反射効果を有するものを使用しないこと。

(掲載内容の基準)

第3条 次に掲げるものは、広告掲載をしない。

（1）公序良俗を害するおそれがあるもの。

（2）球場内の美観及び景観を損なうおそれがあるもの。

（3）競技及び観客の観覧に支障を来すおそれがあるもの。

（4）前2号に掲げるもののほか、市長が広告を掲載することが不適当と認めるもの。

(広告掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間（以下「広告掲載期間」という。）は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

2 広告掲載期間が1月に満たない端数があるときは、1月とする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、公募によるものとし、募集する公告の掲載位置、区画数、募集期間等の必要事項を、市ホームページ等に掲載して行うものとする。

(区画の使用料)

第6条 市がブロックごとに設定する最低使用料（年額・1区画当たりの単価）以上の入札額として申込みのあったもののうち、それぞれの区画数を限度に、高額入札者から順に希望区画を選択するものとする。なお、それぞれの入札額をもって区画の使用料とする。

2 広告主は、広告掲載決定を受けた広告掲載期間の区画の使用料を年度毎に一括して前納しなければならない。

(提出書類)

第7条 広告掲載希望者は、広告に掲載する原稿案（以下「広告掲載原稿案」という。）を作成し、入札参加申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に広告掲載原稿案その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 広告掲載の申込みをすることができる区画は、1区画を限度とする。

3 第1項の規定による広告掲載原稿案の作成及び提出に要する一切の諸費用は、申込者の負担とする。

(申込者の資格)

第8条 申込者となることができる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 市により指名停止を受けていないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

(4) 市税等を滞納していないこと。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、第7条第1項の規定による申込書の提出があったときは、広告掲載の可否を決定し、広告掲載可否決定通知書（様式第5号）により当該申込書を提出した申込者に通知するものとする。

2 前項の規定による広告掲載の可否の決定は、次に掲げる基準により行う。

(1) それぞれのブロックごとに、入札額が高い者から順に広告主とする。この場合において、同額のものについては、同じ順位とみなし、当該申込者による抽選により広告

主を決定する。

(2) 抽選は、当該申込者と調整の上、速やかに行うものとする。

(広告掲載原稿の提出)

第10条 広告主は、速やかに弘前市都市公園条例第3条に規定する使用の許可を受けるとともに、広告に掲載する原稿（以下「広告掲載原稿」という。）を作成し、市長が別に指定する日までに市長に提出しなければならない。

2 広告主は、広告掲載原稿の作成に当たり、市長と事前に協議を行うものとする。

3 第1項の規定による広告掲載原稿の作成及び提出に要する一切の諸費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載に係る費用等)

第11条 広告掲載に係る費用及び広告の維持管理に係る費用は広告主の負担とする。

(掲載する広告の変更)

第12条 広告主は、1か月を単位として、広告の内容を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により掲載する広告の内容を変更しようとするときは、掲載する広告の内容を変更する月の前月の20日までに弘前市運動公園野球場広告掲載内容変更申請書（様式第3号）に変更後の広告掲載原稿を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

(広告掲載の決定の取消し)

第13条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときには、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により広告掲載の決定を受けたとき。

(2) 市長が別に指定する日までに広告掲載料を納入しないとき。

(3) 市長が別に指定する日までに広告掲載原稿の提出がなかったとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の取消しを決定したときは、広告掲載決定取消し決定通知書（様式第6号）により、広告主に通知するものとする。

3 第1項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合は、既に納入した広告掲載料は、返還しないものとする。

(広告掲載の取りやめ)

第14条 広告主は、自己の都合により、弘前市運動公園野球場の広告掲載を取りやめることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取りやめようとするときは、広告掲載を取りやめようとする日の1か月前までに、広告掲載取りやめ申出書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取りやめた場合は、既に納入した広告掲載料は、返還しないものとする。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告掲載の内容に関し、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載及び広告物により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任

及び負担において解決しなければならない。

(原状回復の義務)

第16条 広告主は、次に掲げるときは、自らの責任において直ちに広告を撤去し、原状に回復しなければならない。

(1) 広告掲載期間が満了したとき。

(2) 第13条の規定により広告掲載の決定を取り消されたとき。

(3) 第14条の規定により広告掲載を取りやめたとき。

2 市長は、広告主が前項の規定による広告の撤去及び原状回復をしないときは、自ら当該広告を撤去し、及び原状に回復することができる。この場合において、市長は、当該広告の撤去及び原状回復に要した費用を広告主に請求するものとする。

(広告の汚損等)

第17条 市長は、掲載する広告の汚損、毀損、滅失等について、その責めを負わない。

(著作権等)

第18条 広告主は、掲載する広告の内容にイラスト又はロゴマーク等を使用する場合は、あらかじめ著作権や肖像権の有無を確認するとともに、著作権料等が発生するときは、当該著作権料等を負担しなければならない。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和元年12月3日から施行する。
- 3 この要領は、令和4年12月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和7年10月22日から施行する。